

# 装具代金の払い戻し手続きについて

医師の処方により、製作される装具の代金は保険の方から療養費として支給されます。各保険で定められた所での手続きをお願い致します。

〈 払い戻し手続きに必要な物 〉

『医師の証明書』 『領収書』 『保険証』 『通帳』 『印鑑』

※弊社が発行した領収書

- 後期高齢医療 に加入されている方（還付率7割から9割）  
市町村役場の後期高齢医療を扱う窓口で手続きをして下さい。
- 国民健康保険 に加入されている方（還付率7割）  
各市町村役場の国民健康保険を扱う窓口で手続きをして下さい。
- 社会保険(協会けんぽ) に加入されている方（還付率7割）  
全国健康保険協会(沖縄支部098-951-2211) で手続きをして下さい。
- 健康保険組合・共済組合 に加入されている方（還付率7割）  
勤務先の保険担当の方へ必要書類を提出し手続きを依頼して下さい。
- 労災保険 に加入されている方（還付率10割）  
管轄の労働基準監督署で手続きをして下さい。

〈 お支払いについて 〉

- 入院中の方には直接集金にも伺います。ご連絡下さい。
- 振込希望の方は、装具納品後2週間以内にお支払い下さい。  
※銀行、郵便局でお振り込み後には領収書の送付をしますので、住所確認のため、赤田義肢にご連絡下さい。  
※病院の治療費とは別のお支払いとなっております。

≪ 銀行振込先 ≫

沖縄銀行 壺屋支店（普通）20995 (有)赤田義肢製作所

※手数料はご負担になりますのでご了承ください。

※郵便局等の受領書は適用致しませんので、ご了承ください。

# 補装具取り扱い説明書

- \*装着は医師の指導に基づき正しく装着して下さい。
- \*使用目的以外のご使用はなさないで下さい。
- \*義肢・装具に異常があれば当社へご連絡ください。
- \*装着部に発赤やかぶれ、痛みが生じた場合は、直ちに医師の指導を受けて下さい。
- \*常温で、使用・保管して下さい。
- \*無断で修理、改造を加えないで下さい。
- \*必要以上の力を加えないで下さい。
- \*装着前には、必ず義肢・装具を点検して下さい。

ベルト類に異常がないか

ネジやリベットに異常がないか

変形していないか

装着部に剥がれがないか

もし異常があれば、直ちに当社へご連絡ください。  
その他、不明な点がございましたら下記にご連絡をお願い致します。



相談できる、ぎしろうぐ屋さん。  
有限会社 赤田義肢製作所

(有) 赤田義肢製作所

〒900-0021 那覇市泉崎2-103-20

TEL 098-832-8413

FAX 098-832-8418

